

戸沢村事業継続支援金交付要綱

(交付の目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者及び収益が悪化し、維持費などの経費の負担が大きい交通事業者(舟下り事業者、タクシー・ハイヤー事業者、貸切バス事業者、運転代行事業者)・旅館業事業者・日帰り入浴施設事業者に緊急的に支援金を支給することで事業継続を支援する。

(交付の相手方)

第2条 支援金の交付を受けることのできる事業者(以下「交付対象者」という。)は、戸沢村内に主たる事業所を置く以下の事業者とする。(※許認可庁よりその営業につき、令和2年4月7日現在で許可を受けている事業者に限る。)

- (1) 舟下り事業者
- (2) タクシー・ハイヤー事業者
- (3) 貸切バス運行事業者
- (4) 自動車運転代行事業者
- (5) 旅館業事業者
- (6) 日帰り入浴施設事業者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 交通事業者 | 保有台数 × 50,000 円 |
| (2) 旅館業事業者 | 定員数 × 10,000 円 |
| (3) 日帰り入浴施設事業者 | 前年度利用人数(入湯税より算出) × 100 円 |

(交付申請)

第4条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、令和2年7月31日までに、戸沢村事業継続支援金交付申請書に、必要書類(事業の許認可を受けている官公庁に提出している、状況が確認できる書類の写し、振込先口座が分かる通帳等の写し)を添えて、村長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 村長は、前条の規定により支援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付決定及び額の確定の決定を行い、交付申請を行った事業者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第6条 村長は、前条による支援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、支払う

ものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、支援金の全額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(支援金の返還)

第8条 支援金の交付を受けた者は、前条の規定による取消しの通知を受けたときは、速やかに支援金を返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱の運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

年 月 日

戸沢村事業継続支援金交付申請書

戸沢村長 渡部 秀勝 殿

申請者 所在地
名称及び代表者名
電話番号

印

戸沢村事業継続支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 状況及び申請額

	区 分	交付基準額	保有台数・人数	申請額
①	交通事業者	保有台数 50,000 円/1 台	台	円
②	旅館業事業者	定員人数 10,000 円/1 人	人	円
③	日帰り入浴施設事業者	前年度利用人数 (入湯税より算出) 100 円/1 人	人	円
合 計				円

2 支援金の交付先

振込先 金融機関	銀行・農協 信用組合		支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

3 添付書類 (□に☑をして、添付書類の確認をお願いいたします。)

- 事業の許可を受けた官公庁に提出している営業車両一覧表等の写し等
- 旅館業の許可証の写し又は前年度利用人数 (入湯税より算出) の確認できる書類
- 振込先のわかる書類 (預金通帳等) の写し

指令 第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名 様

戸沢村長 渡部 秀勝

戸沢村事業継続支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった戸沢村事業継続支援金については、
下記とおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 円